

議案第103号

大口町児童扶養手当支給条例の一部改正について

大口町児童扶養手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和2年11月27日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、災害その他やむを得ない理由により大口町児童扶養手当の申請ができなかった場合の支給月の特例を設けることに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

## 大口町児童扶養手当支給条例の一部を改正する条例

大口町児童扶養手当支給条例（昭和50年大口町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第7条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 受給資格者が災害その他やむを得ない理由により前条第1項の規定による認定の申請をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者がやむを得ない理由により認定の申請をすることができなくなつた日の属する月の翌月から始める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の大口町児童扶養手当支給条例(以下「新条例」という。)第7条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に生じた災害その他やむを得ない理由により新条例第6条の規定による認定の申請をすることができなかつた場合について適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない理由で令和2年4月10日から施行日の前日までの間に生じたものにより改正前の大口町児童扶養手当支給条例第6条の規定による認定の申請をすることができなかつた場合については、新条例第7条第2項の規定を適用する。この場合においては、同項中「その理由がやんだ後15日以内」とあるのは、「その理由がやんだ後15日以内（その理由のやんだ日が大口町児童扶養手当支給条例の一部を改正する条例（令和2年大口町条例第 号）の施行の前日である場合には、同日後15日以内）」とする。

大口町児童扶養手当支給条例の一部改正新旧対照表

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>(手当の支給期間及び支給期日)</p> <p>第7条 手当は、受給資格者が認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、受給資格の消滅した日の属する月で終る。</p> <p><u>2 受給資格者が災害その他やむを得ない理由により前条第1項の規定による認定の申請をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者がやむを得ない理由により認定の申請をすることができなくなつた日の属する月の翌月から始める。</u></p> <p><u>3 手当は、1年を6期に区分し、1月、3月、5月、7月、9月及び11月に、それぞれの前月までの分を支払うものとする。</u></p> <p><u>4 受給資格が消滅した場合若しくは手当の支給を停止した場合における手当は、支給月でない月であっても支給することができる。</u></p> | <p>(手当の支給期間及び支給期日)</p> <p>第7条 手当は、受給資格者が認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、受給資格の消滅した日の属する月で終る。</p> <p>2 手当は、1年を6期に区分し、1月、3月、5月、7月、9月及び11月に、それぞれの前月までの分を支払うものとする。</p> <p>3 受給資格が消滅した場合若しくは手当の支給を停止した場合における手当は、支給月でない月であっても支給することができる。</p> |

## 改 正 要 旨

### 1 改正の目的

災害その他やむを得ない理由により大口町児童扶養手当の申請ができなかった場合の支給開始月の特例を設けることに伴い、この条例の一部を改正します。

### 2 改正の概要

大口町児童扶養手当は、ひとり親家庭等に対する町独自の手当として支給していますが、例えば、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、緊急事態宣言（愛知県独自宣言も含む。）が発出され、不要不急の外出の自粛をすることに伴い、大口町児童扶養手当の認定の申請に遅延が発生した場合等に対応するため、現行は認定の申請をした月の翌月から支給となるところ、災害その他やむを得ない理由により認定の申請ができなかった場合において、その理由がやんだ後15日以内に認定の申請をしたときは、認定の申請をすることができなくなった日の属する月の翌月から始めることとします。

### 3 施行期日

公布の日から施行します。ただし、令和2年4月10日以後にやむを得ない理由により、認定の申請ができなかった方については、この条例の公布の日から15日以内に認定の申請をすれば遡って支給することとします。